

令和元年度

財政援助団体
監査報告書

八代市監査委員

八 市 監 第 3 4 9 号
令和 2 年 3 月 1 3 日

八 代 市 長	中 村 博 生 様
八 代 市 議 会 議 長	上 村 哲 三 様
八 代 市 教 育 長	北 岡 博 様

八代市監査委員	江 崎 眞 通
八代市監査委員	上 原 治
八代市監査委員	古 嶋 津 義

財政援助団体監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

本財政援助団体監査における指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を報告願います。

目 次

○公益財団法人 八代市学校給食会

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の対象	1
5	対象団体の概要	1
6	監査の方法	2
7	監査の着眼点	2
8	監査の結果	2
9	まとめ	3
	参考資料	4

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体監査

2 監査の範囲

平成28年度から平成30年度における補助金に係る出納その他の事務

3 監査の実施期間

令和2年2月5日から令和2年2月20日まで

4 監査の対象

団体の名称	主管課
公益財団法人 八代市学校給食会	教育政策課

5 対象団体の概要

平成31年4月1日現在

名 称	公益財団法人 八代市学校給食会
設 立 年 月 日	昭和58年4月1日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
所 在 地	熊本県八代市島田町1291-1
役員・従業員	会長 北岡 博 理事 7名 評議員 8名 監事 1名 職員 99名（正職員55名、臨時職員44名）
設 立 の 目 的	学校教育活動の一環として行われる学校給食の適正円滑な運営を図り、もって児童生徒の心身の健全な発達に資すること
主 な 事 業	・学校給食の調理及び配送に関する事業 ・学校給食用物資の調達に関する事業 ・学校給食の普及充実に必要な事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業
補 助 金	公益財団法人八代市学校給食会運営補助金 平成28年度 292,982,591 円 平成29年度 294,350,280 円 平成30年度 293,838,761 円 補助対象経費：職員（常勤、臨時）の年間実給与支給額（賃金）及び社会保険等の事業主負担金、法人運営に係る経費 補助金の額：補助対象経費から補助金以外の収入及び還付金を除いた額（予算の範囲内）

6 監査の方法

今回の監査については、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、「財政援助団体」の監査として、本年度は「公益財団法人 八代市学校給食会」（以下「学校給食会」という。）を選定し、平成28年度から平成30年度に八代市から財政援助を受けた部分について監査を実施した。

監査では、次の着眼点に基づき、この補助金等が、補助金交付要領で定められた手続、目的等に沿って適正に執行され、経理等も適正に処理されているかなどについて、学校給食会及び主管課に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査を行うとともに、関係職員から説明聴取を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 団体に関する事項

- ・ 事業計画書、予算書、決算諸表等と主管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符合するか
- ・ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか
- ・ 事業は計画及び交付条件に従って実施され十分効果が上げられているか
- ・ 出納関係帳票の整備、記帳及び領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か
- ・ 補助金に係る収支の会計処理は適正か
- ・ 精算報告は適正に行われているか

(2) 主管課に関する事項

- ・ 補助金の決定は法令等に適合しているか
- ・ 補助金交付目的、補助対象事業の内容は明確か
- ・ 補助金に関する条件の内容は明確か
- ・ 補助金の額の算定・交付方法・時期・手続は適正か
- ・ 補助事業の履行確認は実績報告書等によりなされているか
- ・ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか
- ・ 補助金の目的や効果から判断して、見直しをする必要はないか

8 監査の結果

学校給食会及び主管課の補助金交付事務については、本来の目的に沿って執行されていたが、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

指摘事項について、措置を講じたときには、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を報告いただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行った。

(1) 団体に関する指摘事項

- ① 産業医については、定款において規定された役員ではなかったが、役員報酬の科目から費用が支出されていた。

産業医は、委託契約を交わしてあることから、支出科目は委託料が適当である。今後は適正な科目から支出していただきたい。

- ② 平成30年3月実績分の時間外手当について、平成29年度予算から支出されるべきものであったが、平成30年度予算から支出されており、誤った会計年度予算から執行されていた。

年度初めの会計事務については、会計年度の誤りのないよう注意していただきたい。

- ③ 管理職手当等の金額等について、学校給食会職員の身分給与等に関する運用基準で定められていた。

管理職手当等の金額等については、給与に該当するため、規程で定めなければならない。

学校給食会職員給与規程等の見直しを行っていただきたい。

9 まとめ

学校給食会の事務については、概ね適正に処理されていた。今後も適正な事務に努めていただきたい。

主管課にあっては、団体からの実績報告書や関係書類において、補助金の使途が適正であるのか等の審査を十分に行い、適正な補助金交付事務となるよう指導・監督を行っていただきたい。

学校給食は、学校給食法の規定により、学校給食に係る経費のうち、人件費、設備費及び補修費は設置者が負担することになっていることから、学校給食会の運営に対し補助を行っている。

学校給食会は、昭和58年4月に、学校教育活動の一環として行われる学校給食の適正円滑な運営を図り、もって児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的として設立され、学校給食の提供等を行われている。今後も、衛生面に注意し、食中毒などが発生しないよう、安全・安心な学校給食の提供に努めていただきたい。

参考資料

【補助対象経費等の状況】

(単位:円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収 入	市 補 助 金	292,982,591	294,350,280	293,838,761
	県 補 助 金	100,000	162,500	162,500
	利 息 収 入	2,666	1,973	1,194
	消 費 税 還 付 金	1,124,288	1,188,422	975,360
	合 計	294,209,545	295,703,175	294,977,815
支 出	人 件 費	283,063,874 101名分	283,567,672 100名分	284,025,894 100名分
	法人運営に係る 必 要 経 費 等	11,145,671	12,135,503	10,951,921
	合 計	294,209,545	295,703,175	294,977,815